

介護保険負担限度額認定 更新手続きのお知らせ

現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和7年7月31日です。
引き続き認定が必要な場合は、更新申請をしてください。

●更新申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（同封している「あお色」の申請書）
- ② 通帳・定期預金証書など、預貯金等が確認できるもの

***申請日直近の最終残高および直近2ヶ月間の入出金を確認できるよう、記帳のうえご持参ください。**

*被保険者本人及びその配偶者名義のもの**全て**が必要です。

*通帳等が複数ある場合は全ての通帳等（詳しくは裏面をご覧ください。）

*生活保護を受給している人は不要。

・**個人番号（マイナンバー）を記入したら（不明の場合は記入不要です）**

- ③ 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの（被保険者本人）

- ④ 本人確認ができるもの（被保険者本人及び代理で申請する人）

*介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、運転免許証など



・**成年後見人等による申請の場合は**

- ⑤ 成年後見人等による申請は、成年後見人等であることの証明書の写し

●申請方法

必要書類を準備のうえ、窓口または郵送で申請してください。

窓口 本人の住所が浜田市の場合

・浜田市役所 健康医療対策課（本庁舎1階 ⑨番窓口）

各支所 市民福祉課

本人の住所が江津市の場合

・江津市役所 高齢者障がい者福祉課（本庁舎1階 ⑮⑯番窓口）

桜江支所 総務係

郵送 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 浜田市役所北分庁舎1階

浜田地区広域行政組合 介護保険課 給付指導係 宛

***①の原本、②～⑤のコピーを同封してください。**

***通帳のコピーには提出時点での残高部分にマーカーをしてください。**

（通帳のコピーの仕方は「更新申請のお知らせ」裏面をご覧ください。）

●提出期限

令和7年7月31日（木）

*提出期限を過ぎても、8月中に申請されれば8月1日からの認定となります。

●認定有効期間 開始日の考え方

更新の手続きの場合、6月から8月までに申請された場合は「令和7年8月1日」から、9月に申請された場合は「令和7年9月1日」からの認定となります。

（申請された月の1日からとなります。）

[裏面もご覧ください]

●預貯金等について

預貯金に含まれるもの	必 要 書 類
預貯金（普通・定期）	通帳、定期預金証書等、全ての通帳等の写し ※年金振込の通帳のみではありません。 〔○銀行等の名称、支店名、口座番号、名義の確認できる部分（通帳の見開き部分） ○最終記帳日が申請日から2か月以内で、過去2か月の取引状況が確認できる部分〕 *年金受取口座は、振込みが確認できる部分
有価証券（株式・国債・地方債・社債など） 出資金（JA、信用組合等）	証券会社や銀行の口座残高の写し（過去2か月まで） 出資金証書や出資金残高証明書の写し
金・銀（積立購入を含む）など、	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
タンス貯金（現金）	不要（自己申告）
負債（借入金・住宅ローン）	借用証書など

※「預貯金等」に含まれないものは以下のとおりです。

生命保険、自動車、腕時計や宝石などの時価評価額が困難な貴金属、絵画、骨董品など

※負債（借入金、住宅ローン等）は預貯金から差し引きます。

※通帳等のコピーのし忘れが多発しています。

例）「出資金」やJAバンクの「カケコミ」

各種金融機関の担保用定期預貯金（総合口座の後ろにある定期預貯金）

※通帳等の所在が不明な場合は、介護保険課から金融機関へ照会ができます。申請時に金融機関名や支店名等を控えたものをご持参ください。（認定に日数がかかります）

負担限度額（日額）

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の*2 負担限度額
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室*1	多床室	
第1段階	880円	550円	380円（550円）	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円（550円）	430円	600円（390円）
第3段階①	1,370円	1,370円	880円（1,370円）	430円	1,000円（650円）
第3段階②	1,370円	1,370円	880円（1,370円）	430円	1,300円（1,360円）

*1 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（医療型ショートステイ）を利用した場合は（ ）内の金額

*2 介護保険施設を利用した場合は（ ）内の金額

【問い合わせ先】

浜田地区広域行政組合 介護保険課 給付指導係
電話 0855-25-1520